

平成28年度事業報告

1 日本語教育機関の質的向上のための審査・認定

(1) 審査・認定事業の実施

各日本語教育機関からの申請により、日本語教育機関の審査・認定事業を実施した。

① 新規認定審査機関

認定機関	10校	(累計 893校)
不認定機関	0校	(累計 274校)

② 変更認定審査機関

設置者の変更	2校	(累計 261校)
位置の変更	1校	(累計 393校)
収容定員の変更	39校	(累計 1,240校)

(注) 1機関で複数の変更がある場合は、それぞれの事項に計上した。

③ 更新認定審査機関

認定機関	59校	(累計 1,769校)
不認定機関	0校	(累計 22校)

④ その他

廃校機関	0校	(累計 345校)
認定取消機関	0校	(累計 21校)
非更新機関	31校	(累計 188校)

(注) 平成29年3月31日現在の認定機関数 (廃校等機関を除く) 315校
平成29年3月31日現在の認定定員数 (") 78,463人

(2) 日本語教育機関のための第三者評価の実施

ア. 第三者評価実施体制の整備

- ① 日本語教育機関は、「日本語教育機関の運営に関する基準」1の2(自己評価等)の規定に基づき、教育水準の向上を図り、機関の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検評価を行い、その結果について当該機関以外の者による検証を行うよう努めることとされている。
- ② 自己点検・自己評価等プロジェクト(座長:山口修氏)が平成27年2月26日付けで「日本語教育機関のための自己点検・評価項目」をまとめた。当協会は平成27年4月20日付けで自己点検・評価を実施された学校については協会に報告されるように依頼した。
- ③ 平成27年12月に「一般財団法人日本語教育振興協会評価委員会規程」を制定し、平成28年1月に評価委員会を設置するなど、第三者評価実施体制の整備を行った。

イ. 第三者評価の実施

- ① 平成28年7月に、第三者評価について受審希望や関心のある日本語教育機関が参加して、平成28年度第三者評価及びISO29991認証取得の勉強会をJAMOTEC(JAMOTE認証サービス株式会社)と

連携して初めて開催した。参加者は、27機関37名であった。

- ② 評価委員会において、申請のあった1機関の審議を行い、日本語教育機関第三者評価基準項目に適合するものとして、平成29年3月7日付けで認定した。認定有効期間は、平成29年4月1日から3年間である。

また、当協会のホームページに評価結果を掲載し、公表した。

なお、平成27年度においては3機関を認定しており、計4機関の認定となった。

(3) 収容定員等の各種変更申請に係る申請書類の簡素化

平成28年11月25日、日本語教育機関の質的水準の向上のための審査に支障のない範囲で、日本語教育機関の事務の負担軽減の観点から「所在地・校舎・教室の変更」、「収容定員の変更」、「設置者の変更」及び「初回更新」に係る申請書類について、大幅な簡素化を実施した。

2 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進

(1) 日本語教育機関の告示基準制定への対応

- ① 平成28年3月31日、法務省は、平成22年5月に実施された行政刷新会議ワーキンググループにおける指摘等を踏まえ、日本語教育機関の告示の在り方を見直すこととし、「出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案」、「日本語教育機関の告示基準案」等を作成し、これについての意見募集（公募期間は、平成28年3月31日（木）～平成28年4月29日（金））を行った。

- ② 当協会は意見募集に対応するため、4月18日に告示基準案の説明会（東京）を開催するとともに各維持会員校から意見を求めた。各維持会員校の設置代表者及び教職員、日振協各理事、監事、評議員、審査委員会委員等の皆様から寄せられた多くの貴重な意見を踏まえ検討を重ねた結果、「法務省告示基準案等に関するパブリック・コメント」として総論6項目・各論10項目に集約の上、4月28日に法務省に提出した。

その後、佐藤理事長が、法務省、文部科学省・文化庁を訪問し、関係者に対して日振協のパブリック・コメントの内容及び現場の実情を説明するとともに、その修正について要望した。

- ③ 法務省は、意見募集に寄せられた136件の意見を踏まえ、7月22日に同省ホームページに「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について」及び「日本語教育機関の告示基準（確定版）を公表した。

また、この意見募集に係る省令案は、「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令」として、原案どおり、7月22日（金）付け官報で公布された。

- ④ 日振協のパブリック・コメントに対する法務省等の考え方の主なものは次のとおりである。

- 「総数の2分の1以上が専任教員であること。」とされているが、現行基準同様に3分の1にされたい。

（法務省）：いただいた御指摘や日本語教員が不足している現状を踏まえ、平成34年9月末までは3分の1以上で足りるとする旨の経過措置を附則第3条に設けた。

- 420時間以上日本語教育に関する研修の対象者は、現行基準のとおり「大学（4年制）卒業」とされたい。また、420時間以上の研修を開設する者は、文部科学大臣に申請し、その定める要件に適

合している旨の認定を受けなければならないようにする。

(文科省)：現行のとおり「大学(4年制)卒業」とする。また、「日本語教育に関する研修」という要件については、様々な御意見等を踏まえ、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上を受講し、これを修了した者」とすることが適切であると考えられるため、そのように修正した。

なお、適当と認められるかどうかは、文部科学省において評価することとなる。適当と認められるために求められる要素や適当と認めた研修の表示方法等については、今後策定する解釈指針等で明確にしていきたいと考えている。

- 平成7年9月以前に認可された機関の校地・校舎は、経過措置により、賃借でよいとされ、現在に至っている。引き続き実施できるよう適切な措置を特にお願したい。

(法務省)：「設置者の運営により20年以上継続して留学生受け入れ事業を行っている日本語教育機関であって、今後も校地・校舎の確保に支障がないと認められるものであるとき。」という項目を加えた。

(対応等の経緯は、別紙(P14)参照)

(2) 日本語教育機関の告示基準等の説明会の開催

当協会は、法務省が平成28年7月に制定した「日本語教育機関の告示基準」等について維持会員校の教職員に理解を深めてもらうとともに、改正後の留学告示の別表第1の1に円滑に移行するため、次のとおり日本語教育機関の告示基準等の説明会を東京と大阪で開催した。

両会場とも、最初に法務省入国管理局入国在留課の綿引浩人法務専門官から日本語教育機関の告示基準及び告示基準解釈指針等についての説明があり、その後、文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室の佐々木徹留学交流支援係長及び文化庁文化部国語課の小松圭二日本語教育専門官を交えて活発な質疑応答が行われた。

- 開催日 東日本地区 平成28年8月29日
西日本地区 平成28年9月5日
- 会場 東日本地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西日本地区：新大阪丸ビル別館（大阪市）
- 参加者数 東日本地区 130人（117校）
西日本地区 82人（75校）

(3) 海外の教育行政当局、駐日大使館等との協議・意見交換

平成28年度は、ベトナム、中国の関係者と佐藤理事長が協議・意見交換を行った。

- ① 9月中旬、ベトナム教育訓練省を訪れ、グエン チタン ミン国際教育開発局副局长と、認証システムの今後一層の利用促進を図ることを確認するとともに、最近のベトナム人留学生の日本語教育機関への急増や学生の犯罪・所在不明者が増えていること、日本語教育機関等におけるベトナム人留学生の勉学や生活等の状況について報告を行い、今後とも、両国の関係機関等が協力して、日本とベトナムの交流に努めるとともに課題を解決していくことの必要性について話し合った。

なお、ベトナム側からは、仲介斡旋業者に対し、誇大広告等の監督を徹底しているが、登録外の業者

があり、農村部では十分ではない状況なので注意してほしい旨の発言があった。

- ③ 4月上旬に、駐日中国大使館の胡志平公使参事官（教育担当）と日本語教育機関への入学者の状況や今後の日中留学生交流の推進について協議を行った。

(4) 中国の大学入学統一試験等の認証システムの運用

当協会と中国教育部学位及び大学院生教育発展センター（以下「教育部学位センター」という。）は、今後の日中留学生交流を促進するため、日本語教育機関に入学する留学生の選考の重要性及び留学生の質の確保にかんがみ、中国の大学入学統一試験の成績及び高等学校の統一試験の合格証書と成績の認証問題（以下「認証システム」という。）について合意し、平成18年10月24日、中国北京市において、佐藤理事長と同センターの吳博達所長との間で協定書に調印、同年10月30日から申請手続が開始された。

その後、認証書の種類が追加され、現在は19種類の認証書が発行されている。特定非営利活動法人 J A F S A（国際教育交流協議会）加盟の大学も平成21年度から申請手続を開始し、13大学の34学部・大学院で利用されている。

平成28年4月から平成29年3月までに認証された件数は10,330件（内訳：大学（芸術系大学含む）入学統一試験成績4,598件、高等学校統一試験合格証書188件、高等学校統一試験成績1,672件、中等職業学校249件、高等教育3,623件）である。平成18年10月から平成29年3月までに約8万6,200件が認証された。この認証システムに登録している日本語教育機関は257校（平成29年3月31日現在）である。

(5) ベトナムの高等学校卒業統一試験等の認証システムの運用

当協会とベトナム教育訓練省国際教育開発局は、今後の日本とベトナムの留学生交流推進のために、日本語教育機関に入学する留学生の選考の重要性及び留学生の質の確保にかんがみ、ベトナムの大学入学統一試験及び高等学校卒業統一試験の成績の認証問題について合意し、平成23年3月に佐藤理事長とバン同国際教育開発局長との間で合意書に調印を行うとともに、同局関係課長と実施について協議を行った。

この調印に伴い、平成23年8月31日から申請手続が開始された。その後、平成24年6月に短期大学、大学の卒業証書の認証が追加され、平成26年11月に高等学校卒業証書の認証書が追加された。

平成27年度においては、7月に高等学校卒業統一試験と大学入学統一試験が統合され、高等学校卒業統一試験に一本化され、認証書の様式も変更になった。また、9月から認証システムの担当部署が国際教育開発局に新しく設立された国際教育コンサルタンシーセンターが担当することになった。さらに、認証システムに登録日本語教育機関については毎年更新することになった。

この認証システムの登録校は、平成29年3月31日現在で168校である。

(6) 日本語能力試験（海外受験者分）早期成績照会制度の実施

日振協では、平成29年4月に入学する学生の日本語能力試験（平成28年12月実施の海外受験者分）の早期成績照会を希望した日本語教育機関に対し、14か国・地域161人の成績を平成29年1月25日に通知した。その後、日本語教育機関は試験成績を確認後、日振協に送付し、日振協はこれを法務省を通じて地方入国管理局に提示した。

この早期成績照会制度は、平成18年度においては中国での受験者を対象に実施し、平成19年度からは世界各国の受験者に拡大した。

この制度の実施は、かねて日本語教育機関から要望が強かったもので、これを受けて日振協から（独）国

際交流基金及び（公財）日本国際教育支援協会に制度の実現方を申し入れ、併せて、文部科学省、法務省及び外務省の関係各省に対しても制度の速やかな実施について要請し、実施されたものである。

(7) 台湾における2016年日本留学フェアの開催

台湾において、第15回目の日本留学フェアを平成28年7月16日～17日の両日に高雄及び台北で開催した。平成28年度は、日振協、(独)日本学生支援機構、(公社)東京都専修学校各種学校協会及び全国専修学校各種学校総連合会が共催で実施した。

各ブースにおける参加校ごとの個別相談のほか、オリエンテーションとして、大学、専門学校、日本語教育機関の概要説明を行った。また、帰国留学生の体験談が報告された。

このフェアには、大学、専門学校、日本語教育機関が高雄では139校、台北では161校がそれぞれ参加した。このうち、日本語教育機関は高雄38校、台北40校が参加し、2会場で、4,709人が来場した。

なお、台中においても第5回目の日本留学フェアを日振協、(公社)東京都専修学校各種学校協会、全国専修学校各種学校総連合会の共催で、平成28年7月15日に開催した。

このフェアには、大学、専門学校、日本語教育機関74校が参加し、このうち日本語教育機関が26校参加、432人が来場した。

(開催状況の詳細は、別紙(P15)参照)

(8) 韓国における2016年日本留学フェアの開催

韓国において、第18回目の日本留学フェアを平成28年9月10日～11日の両日にプサン及びソウルで開催した。平成28年度は、日振協、(独)日本学生支援機構、(公社)東京都専修学校各種学校協会及び全国専修学校各種学校総連合会が共催(日本側)で実施した。

各ブースにおける参加校ごとの個別相談のほか、オリエンテーションとして、大学、専門学校、日本語教育機関の概要説明を行った。在大韓民国日本国大使館・総領事館からは、在留資格等日本留学の概要について説明が行われた。

このフェアには、大学・専門学校、高等学校、日本語教育機関が、プサンでは106校、ソウルでは125校がそれぞれ参加した。このうち、日本語教育機関は21校が参加し、プサン、ソウルの2会場で、4,858人が来場した。

(開催状況の詳細は、別紙(P16)参照)

(9) 日本語教育機関中国人留学生合同オリエンテーションの開催

日振協では、中華人民共和国駐日本国大使館と共催で、中国人学生の入学後の学習や生活をより安定したものにするために「中国人留学生合同オリエンテーション」を開催している(平成18年度に東京地区の日本語教育機関を対象に初めて開催。平成19年度は開催地区を拡大)。

平成28年度は、平成28年5月18日に、東京地区及び関東甲信越地区を対象に国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)において、中華人民共和国駐日本国大使館と協力して開催した。

オリエンテーションは、主に次のような内容で実施し、中国語・英語・ベトナム語・韓国語の4か国の翻訳が付いたパンフレット「安全な留學生活のために」を配布するなど原則として中国語で挨拶・説明等が行われ、計9校から312人が参加した。

○主催者挨拶 ○来賓挨拶 ○日本語教育機関の概況 ○留學生活における注意点

○日本の法令について ○日本語教育機関卒業者の体験報告

(開催状況の詳細は、別紙(P16)参照)

(10) 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーションの開催

日振協では、ベトナム人留学生の最近の急増状況に対応して「ベトナム人留学生合同オリエンテーション」を開催している。(平成25年度に東京で試行的に開催。平成26年度は開催地区を東京と名古屋に拡大)。

平成28年度は平成28年4月から7月にかけて、①東京地区及び関東甲信越地区(開催地:東京都港区)、②東海・北陸地区(開催地:名古屋市)、③近畿地区(開催地:大阪市)の3会場で駐日ベトナム社会主義共和国大使館と共催で開催した。

オリエンテーションは、主に次のような内容で実施し、ベトナム語・英語・中国語・韓国語の4か国の翻訳が付いたパンフレット「安全な留学生活のために」を配布するなど原則としてベトナム語で挨拶・説明等が行われ、計43校から1,217人が参加した。

○主催者挨拶 ○日本語教育機関の概況 ○留学生活における注意点 ○日本の法令について

○日本語教育機関卒業者の体験報告 ○ベトナム語による各種資料の配布

(開催状況の詳細は、別紙(P17)参照)

(11) 学生の適正な受入れの促進

- ① 学生の適正な受入れの問題については、昨年度に引き続き、維持会員協議会、事務研究協議会及びトップセミナー等各種協議会や研修、講習会等を通じて取り上げ、積極的に協議した。

この問題については、平成15年6月30日、不法就労・不法滞在外国人問題講習会(東京入管・警視庁主催:新宿区で開催)において、日本語教育機関の学生がかかわった犯罪状況が初めて明らかにされたのを機に、同年7月の維持会員協議会において犯罪、不法就労、不法滞在等の防止に向けて全国の日本語教育機関が努力することを決議し、その後毎年、全国及び各地区において積極的な取組を行っている。

なお、法務省の調査によると、平成29年1月現在、留学生の不法残留者数は3,807人で昨年比385人(11%)増となっている。また、警察庁の調査によると、平成28年中の留学生の刑法犯検挙者数は1,506人で昨年比42人(3%)減となっている。

(主な取組は、別紙(P18)参照)

- ② 各日本語教育機関から、犯罪、資格外活動、所在不明、在籍数について毎月定期報告を求め、集計・分析し、情報提供を行った。当協会の定期調査報告によれば、平成28年中の日本語教育機関の学生の犯罪等の状況は、刑法犯は26人(うち、ベトナム人18人:69%)で昨年比2人(7%)減となっており、所在不明者は120人(うち、ベトナム人84人:70%)で昨年比75人(38%)減となっている。
- ③ 在留資格認定証明書申請・交付状況の調査・分析を行い、情報を提供した。
- ④ 九州・沖縄地区維持会員協議会において、福岡入国管理局担当官をお招きし、当協会の佐藤理事長、高山専務理事が出席して、法務省の新告示基準への対応及び学生の受入れ問題等について協議・情報交換を行った。
- ⑤ 平成28年10月期生の在留資格認定証明書の交付結果を踏まえ、今後のより適切な申請等に資するため、出澤洋司・東京入国管理局留学審査部門統括審査官を講師に迎え、東京地区及び関東甲信越地区の日本

語教育機関を対象として、平成28年9月28日、国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）において、平成28年10月期生の在留資格認定証明書交付等に関する説明会を開催した（86校、94人が参加）。

- ⑥ 平成29年4月期生の在留資格認定証明書の交付結果を踏まえ、今後のより適切な申請等に資するため、出澤洋司・東京入国管理局留学審査部門統括審査官を講師に迎え、東京地区及び関東甲信越地区の日本語教育機関を対象として、平成29年3月17日、全理連ビル（東京都渋谷区）において、平成29年4月期生の在留資格認定証明書交付等に関する説明会を開催した（112校、127人が参加）。

(12) トラブル等に関する相談対応

日本語教育機関への留学希望及び日本語教育機関等とのトラブルに関する相談等に対して、相談に応じ、また、情報提供を行った。

3 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報の提供及び資料の刊行

(1) 日本語教育に関する情報提供

日本語教育に関する情報・資料を収集し、必要に応じて、インターネット等により情報提供した。

(2) 日本語教育機関情報の提供

日振協のホームページ（<http://www.nisshinkyu.org/>）に、日本語教育機関の日本語版・英語版・中国語版（繁体字・簡体字）・韓国語版の情報を掲載し情報提供の充実を図った。

(3) 協会ニュースの発行

日本語教育機関の水準向上を図るために必要な情報・資料を取りまとめて『日本語教育振興協会ニュース』を次のとおり発行し、日本語教育機関等に配布した。

No.134 （平成28年 4月30日）

No.135 （平成28年 7月31日）

No.136 （平成28年10月31日）

No.137 （平成29年 1月31日）

4 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

(1) 日本語教育機関の実態調査

日本語教育機関の実態を把握するため、各機関の実態調査（平成28年7月1日現在）を行い、調査結果を「平成28年度日本語教育機関実態調査結果報告」として取りまとめ、日本語教育機関等に配布した。

(2) 不法残留・犯罪・資格外活動等の情報の収集・提供

不法残留・犯罪・資格外活動等に関する事例等の情報を収集し、提供した。

(3) 日本語教育機関への指導・助言

日本語教育機関の教育内容及び生活指導・進路指導の向上に資するため、日本語教育機関に対して指導・助言を行った。

(4) 受入れ留学生の多様化に対応した日本語教育の習得状況の調査検討

非漢字圏学習者への望ましい教育方法の在り方についての調査検討を進めるに当たり、まず検討課題、検討方策及び期待される成果について議論したうえで、必要な調査の内容、規模、集計・分析の方法、必要経費等について具体的検討を行うとともに全体計画の工程表をまとめるため、平成28年6月7日、留学生の多様化に対応した日本語教育を考える検討会議（委員長：山本弘子氏）を設置し、検討を開始した。

平成28年度は、多様化に対応した日本語教育を構想するため多様化の様相を整理したうえで、各校の参考になるデータを共有し、それらを参考に各校が自校に応じた方策を導き出せるようにすることが有用であると結論付け、①学習時間調査プロジェクト、②日本語学校教育（事例データバンク）知恵ジロー（仮称）プロジェクトの提案をまとめた。

5 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

日本語教育機関の質の維持向上等を図るため、教職員に対する研究会・研修会を開催した。

（開催状況の詳細は、別紙(P18～20)参照）

(1) 日本語学校教育研究大会（旧：日本語教員研究協議会、平成18年度から改称）

〔対象：日本語教育機関に勤務する教職員，その他関心のある者〕

- 開催日 平成28年8月23日～24日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 日本語教育機関：234人（84校） 一般：151人 計385人

なお、8月22日に大会プレセッションとして、同会場で開催予定でした「日本語教育e-learning展示会」及び「日本語教育教材展示会」は、台風の影響により中止となり、その代替措置として急遽8月24日に同会場においてミニ展示会（9団体・個人がブース出展）を開催した。

(2) 日本語教育機関事務研究協議会（東・西2か所開催）

〔対象：日本語教育機関の事務担当者等〕

- 開催日 東地区 平成28年12月12日
西地区 平成28年12月14日
- 会場 東地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西地区：メルパルク京都（京都市）
- 参加者数 東地区 74人（63校）
西地区 42人（34校）

(3) 新設校設置代表者等研修会

〔対象：新設日本語教育機関の設置代表者等〕

- 開催日 平成28年10月17日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：22人（16校）

(4) 新任主任教員研修

[対象：日本語教育機関の新任主任教員等]

- 開催日 平成28年6月14日～16日 (2泊3日の宿泊研修)
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区)
- 参加者数 受講者：29人 (27校) 修了者：29人 (27校)

6 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

(1) 大学、専門学校等関係者と留学生の受入れ、進学、日本語教育等について協議

- ① 東京都の第28回留学生の違法活動防止のための連絡協議会(拡大会議)が平成28年6月14日、東京都庁会議室で開催され、日振協職員が出席した。この連絡協議会では、平成28年度留学生の違法活動防止対策事業計画及び各機関における平成28年度の取組等についての説明・報告の後、協議が行われた。
- ② 東京都の平成28年度留学生に対する生活指導等講習会が、平成28年7月5日、四谷区民ホールにおいて開催され、日振協からは樋口事務局参事が出席した。この講習会には、都内の大学・短期大学、専修学校・各種学校及び日本語教育機関の教員等348名が参加した。日振協からは、樋口事務局参事が日本語教育機関における留学生の適正な受入れと在籍管理の状況について説明した。
- ③ 当協会の平成28年度事務研究協議会(東日本地区)に1大学2人の参加を認め、また、当協会の平成28年度生活指導担当者研修にも、4大学4人の参加を認めて連携を進めた。

(2) JAFSAとの連携の充実

平成18年から実施している中国の大学入学統一試験等の認証システムの利用について、日振協とJAFSAとの連携の下に、JAFSA加盟の13大学が登録した。

(3) 東京都専修学校各種学校協会との連携の充実

2016年度日本留学フェア(台湾)及び(韓国)について、当協会と東専各が主催者として参加した。

7 留学生の修学、生活指導及び福利厚生についての支援

(1) 生活指導担当者研修の開催

[対象：日本語教育機関及び大学等教育機関の生活指導担当者]

- 開催日 平成29年2月15日～16日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区)
- 参加者数 受講者：58人 (50校) 修了者：56人 (48校)
特別講演のみ聴講者：16人 (13校)

(開催状況の詳細は、別紙(P20)参照)

(2) 日本語学校学生災害補償制度の運用

日振協は、日本語教育機関に受け入れる学生の学習支援の環境整備を図るため、日本語学校学生災害補償制度(当初は、学校管理下及び登下校時の傷害事故又は加害事故を対象)を平成15年4月に創設した。加えて、平成16年4月から、「疾病(かぜ、盲腸などの病気になったとき)」、学校管理下であるかどうかを問わず「24時間のけが(交通事故その他のけがにあったとき)」、及び「救援者費用(大けがや入院等で親族

が本国等からかけつけるとき、及び本国へ移送されるとき)」の補償を対象にした、新たな制度を開始した。引受保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社である。

平成28年度の加入申込総数は、62校10,856人である。

8 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言

(1) 入国管理局、警察等との情報交換

不法就労・不法滞在外国人問題講習会（東京入管・警視庁主催：新宿区で開催）において、平成15年6月30日、日本語教育機関の学生がかかわった犯罪状況が初めて明らかにされたのを機に、同年7月の維持会員協議会において犯罪、不法就労、不法滞在等の防止に向けて全国の日本語教育機関が努力することを決議し、その後毎年、全国及び各地区において積極的な取組を行っている。なお、法務省の調査によると、平成29年1月現在、留学生の不法残留者数は3,807人であり、前年比385人・11.3%増と引き続き増加の傾向にある。

一方、日振協による平成28年定期調査報告によれば、日本語教育機関の学生の犯罪等の状況について、刑法犯は26人（うち、ベトナム人18人：69%）、所在不明は全体で120人（うち、ベトナム人84人：70%）となり、ベトナム人の占める割合が大きくなっている。

ベトナム人学生の犯罪や所在不明者の発生を防止することが喫緊の課題となっている。

(2) 申請取次者講習会の開催

〔対象：主として東日本地区日本語教育機関教職員〕

- 開催日 平成29年1月13日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：141人（76校） 修了者：140人（76校）

〔対象：主として西日本地区日本語教育機関教職員〕

- 開催日 平成29年1月24日
- 会場 大阪YMCA国際文化センター（大阪市）
- 参加者数 受講者：63人（40校） 修了者：60人（38校）

（開催状況の詳細は、別紙(P21)参照）

9 維持会員活動に対する支援

(1) 維持会員協議会の開催

維持会員間の情報交換、連絡等を行うため、維持会員協議会を次のとおり開催し、172人（開催時の維持会員校295校のうち160校）が参加した。

○東日本地区：平成28年7月5日 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

参加者：101人（93校）

○西日本地区：平成28年7月8日 ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター（大阪市）

参加者：71人（67校）

(2) 日本語教育機関の各種学校化

日振協は、長年、各政党、文部科学省等へ株式会社立等の日本語教育機関の各種学校化について要望等の

働きかけを行ってきた。また、当協会に各種学校化推進検討委員会（委員長：堀道夫氏）を設置し、その報告を受け、まず、実現可能性の高い県を選び、その申請を支援してきた。

平成27年3月、ホツマインターナショナルスクール（所在地：岐阜県、設置者種別：株式会社）が岐阜県知事から各種学校として認可され、平成27年10月に設置された。株式会社立日本語教育機関の各種学校の認可は、全国で初めてのことであった。

平成28年度も引き続き、日本語教育機関の各種学校化について関心のある都道府県知事に対し、当協会と関係日本語教育機関が協力してその推進に努めた。

(3) 日本語教師求人情報の提供

維持会員校における日本語教師の採用・確保を支援するため、平成28年9月から当協会ホームページに日本語教師求人情報ページを設け、維持会員校からの依頼に応じて日本語教師の求人情報を提供した。

(4) 日振協日本語教師採用合同フェアの開催

維持会員校における日本語教師の採用を支援するため、平成28年12月3日に第1回日振協日本語教師採用合同フェアを学校法人電子学園日本電子専門学校（東京都新宿区）で開催した。

維持会員校30校がブースを出展し、個別相談を行った。

参加者数は92人でした。

(5) ガイドラインの運用

日振協の維持会員協議会は、平成15年6月11日、「日本語教育機関による就学生・留学生受入れに関するガイドライン」を制定した。このガイドラインの円滑な運用を図るため、同年8月29日ガイドライン運用委員会が発足した。

平成28年度においては、授業料等返還についての事案、留学生の旅券を日本語教育機関が保管している事案が何件か寄せられたが、いずれも事務局から両当事者の言い分を聴いた上で、学校に対し適切に対処するよう指導を行った。

なお、前者の事案の中には、大学の別科及び専門学校への入学のために早期退学(転校)を希望する事案が見られた。

(6) 日本語教育セミナーの開催

[対象：日本語教育機関の校長及び主任教員等の教育担当リーダー]

- 開催日 平成28年10月27日～28日
- 会場 1日目：京都市国際交流会館和風別館（京都市）
2日目：ザ・パレスサイドホテル（京都市）
- 参加者数 19人（16校）

（開催状況の詳細は、別紙(P21)参照）

(7) 日本語教育機関トップセミナーの開催

平成28年度においては、「日本語教育現場からの発想—新たな日本語教育推進の風—」—新告示基準と日本語教育推進議員連盟の意味するもの—という全体会テーマの中で、「日本語教育推進議員連盟に期待

すること」というテーマでのパネルディスカッションが行われ、また分科会の共通議題の一つに「日本語教育推進議員連盟について」を立てて協議を行い、後日、実行委員会（委員長：中西郁太郎氏）が日本語教育推進議員連盟に対する提言をとりまとめた。そして、実行委員会委員長から日本語教育推進議員連盟の関係者に提言を提出した。

〔対象：日本語教育機関の経営責任者〕

- 開催日 平成29年1月19日～20日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 89人（81校）

（開催状況の詳細は、別紙(P21)参照）

10 その他目的を達成するために必要な事業

(1) 賛助会員制度の運用

平成28年6月の評議員会において賛助会員規程の改正（個人会員の新設）が承認されたことにより、賛助会員の入会案内を開始した。28年度末までに賛助会員に入会されたのは、団体会員9社・団体、個人会員3人である。

11 日本語教育推進議員連盟の発足と日振協における対応

(1) 日本語教育推進議員連盟の発足とその対応

平成28年11月8日、日本語教育を推進するため超党派の日本語教育推進議員連盟（以下「日本語議連」という。）が設立され、同日第1回の総会を開催し、主な役員人事として会長に河村建夫氏、会長代行に中川正春氏、幹事長に笠浩史氏、事務局長に馳浩氏が決定した。また、関係省庁のヒアリングが行われた。

平成28年度末までに5回の総会が開催され、日本語教育各種団体からのヒアリング、外国人集住地域における地方自治体関係者よりヒアリング、日本語学校関連団体よりヒアリングが行われた。特に、第5回総会の日本語学校関連団体よりヒアリングにおいて、当協会も出席し、佐藤理事長から日本語教育の取組の現状と課題について説明するとともに、次のとおり要望した。

なお、当協会からは、佐藤理事長のほか、丸山茂樹評議員、加藤早苗評議員、山本弘子評議員、高山泰専務理事が出席した。

（課題・要望）

- 日本語教育機関を日本語教育振興基本法（仮称）の中に教育機関として規定し、所管官庁を明確にされることを要望します
- 留学生が安心して学習でき、かつ、その経済的負担を軽減し、また教職員が安定して働ける環境作りを支援するため、下記の事項について要望します
 - ・ 国が認証する評価機関による日本語教育機関の教育の質を維持・保証する第三者評価制度の創設
 - ・ 留学生の授業料等にかかる消費税の非課税
 - ・ 留学生の国・地方公共団体及び民間の奨学金の創設・充実
 - ・ 留学生に対する通学用割引定期乗車券等の適用
 - ・ 日本語教員の養成・確保、研修、処遇改善のための支援
 - ・ ベトナム教育訓練省の高等学校卒業統一試験の成績等の認証システムの活用により、留学生の受入

れの適正化

(2) 日本語議連に関する説明会開催及び日本語教育機関トップセミナーでの協議

当協会は、日本語議連に関する説明会を、11月21日に東京、12月5日に大阪で開催した（下記参照）。説明会では、株式会社移民情報機構代表取締役 石原進氏から日本語議連についてのご講演をいただき、その後、質疑応答が行われた。

1月19・20日に開催された日本語教育機関トップセミナーでは、「日本語教育推進議員連盟に期待すること」というテーマでのパネルディスカッションが行われ、また分科会の共通議題の一つに「日本語教育推進議員連盟について」を立てて協議を行った。後日、実行委員会（委員長：中西郁太郎氏）は日本語議連に対する提言をとりまとめ、実行委員会委員長から日本語議連関係者に提言を提出した。

（日本語議連に関する説明会）

- 開催日 東日本地区 平成28年11月21日
西日本地区 平成28年12月5日
- 会場 東日本地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西日本地区：新大阪丸ビル別館（大阪市）
- 参加者数 東日本地区 67人（62校）
西日本地区 52人（47校）

平成28年度事業報告

1 日本語教育機関の質的向上のための審査・認定

(1) 審査・認定事業の実施

各日本語教育機関からの申請により、日本語教育機関の審査・認定事業を実施した。

① 新規認定審査機関

認定機関	10校	(累計 893校)
不認定機関	0校	(累計 274校)

② 変更認定審査機関

設置者の変更	2校	(累計 261校)
位置の変更	1校	(累計 393校)
収容定員の変更	39校	(累計 1,240校)

(注) 1機関で複数の変更がある場合は、それぞれの事項に計上した。

③ 更新認定審査機関

認定機関	59校	(累計 1,769校)
不認定機関	0校	(累計 22校)

④ その他

廃校機関	0校	(累計 345校)
認定取消機関	0校	(累計 21校)
非更新機関	31校	(累計 188校)

(注) 平成29年3月31日現在の認定機関数 (廃校等機関を除く) 315校
平成29年3月31日現在の認定定員数 (") 78,463人

(2) 日本語教育機関のための第三者評価の実施

ア. 第三者評価実施体制の整備

- ① 日本語教育機関は、「日本語教育機関の運営に関する基準」1の2（自己評価等）の規定に基づき、教育水準の向上を図り、機関の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検評価を行い、その結果について当該機関以外の者による検証を行うよう努めることとされている。
- ② 自己点検・自己評価等プロジェクト（座長：山口修氏）が平成27年2月26日付けで「日本語教育機関のための自己点検・評価項目」をまとめた。当協会は平成27年4月20日付けで自己点検・評価を実施された学校については協会に報告されるように依頼した。
- ③ 平成27年12月に「一般財団法人日本語教育振興協会評価委員会規程」を制定し、平成28年1月に評価委員会を設置するなど、第三者評価実施体制の整備を行った。

イ. 第三者評価の実施

- ① 平成28年7月に、第三者評価について受審希望や関心のある日本語教育機関が参加して、平成28年度第三者評価及びISO29991認証取得の勉強会をJAMOTEC（JAMOTE認証サービス株式会社）と

連携して初めて開催した。参加者は、27機関37名であった。

- ② 評価委員会において、申請のあった1機関の審議を行い、日本語教育機関第三者評価基準項目に適合するものとして、平成29年3月7日付けで認定した。認定有効期間は、平成29年4月1日から3年間である。

また、当協会のホームページに評価結果を掲載し、公表した。

なお、平成27年度においては3機関を認定しており、計4機関の認定となった。

(3) 収容定員等の各種変更申請に係る申請書類の簡素化

平成28年11月25日、日本語教育機関の質的水準の向上のための審査に支障のない範囲で、日本語教育機関の事務の負担軽減の観点から「所在地・校舎・教室の変更」、「収容定員の変更」、「設置者の変更」及び「初回更新」に係る申請書類について、大幅な簡素化を実施した。

2 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進

(1) 日本語教育機関の告示基準制定への対応

- ① 平成28年3月31日、法務省は、平成22年5月に実施された行政刷新会議ワーキンググループにおける指摘等を踏まえ、日本語教育機関の告示の在り方を見直すこととし、「出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案」、「日本語教育機関の告示基準案」等を作成し、これについての意見募集（公募期間は、平成28年3月31日（木）～平成28年4月29日（金））を行った。

- ② 当協会は意見募集に対応するため、4月18日に告示基準案の説明会（東京）を開催するとともに各維持会員校から意見を求めた。各維持会員校の設置代表者及び教職員、日振協各理事、監事、評議員、審査委員会委員等の皆様から寄せられた多くの貴重な意見を踏まえ検討を重ねた結果、「法務省告示基準案等に関するパブリック・コメント」として総論6項目・各論10項目に集約の上、4月28日に法務省に提出した。

その後、佐藤理事長が、法務省、文部科学省・文化庁を訪問し、関係者に対して日振協のパブリック・コメントの内容及び現場の実情を説明するとともに、その修正について要望した。

- ③ 法務省は、意見募集に寄せられた136件の意見を踏まえ、7月22日に同省ホームページに「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について」及び「日本語教育機関の告示基準（確定版）を公表した。

また、この意見募集に係る省令案は、「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令」として、原案どおり、7月22日（金）付け官報で公布された。

- ④ 日振協のパブリック・コメントに対する法務省等の考え方の主なものは次のとおりである。

- 「総数の2分の1以上が専任教員であること。」とされているが、現行基準同様に3分の1にされたい。

（法務省）：いただいた御指摘や日本語教員が不足している現状を踏まえ、平成34年9月末までは3分の1以上で足りるとする旨の経過措置を附則第3条に設けた。

- 420時間以上日本語教育に関する研修の対象者は、現行基準のとおり「大学（4年制）卒業」とされたい。また、420時間以上の研修を開設する者は、文部科学大臣に申請し、その定める要件に適

合している旨の認定を受けなければならないようにする。

(文科省)：現行のとおり「大学(4年制)卒業」とする。また、「日本語教育に関する研修」という要件については、様々な御意見等を踏まえ、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上を受講し、これを修了した者」とすることが適切であると考えられるため、そのように修正した。

なお、適当と認められるかどうかは、文部科学省において評価することとなる。適当と認められるために求められる要素や適当と認めた研修の表示方法等については、今後策定する解釈指針等で明確にしていきたいと考えている。

- 平成7年9月以前に認可された機関の校地・校舎は、経過措置により、賃借でよいとされ、現在に至っている。引き続き実施できるよう適切な措置を特にお願したい。

(法務省)：「設置者の運営により20年以上継続して留学生受け入れ事業を行っている日本語教育機関であって、今後も校地・校舎の確保に支障がないと認められるものであるとき。」という項目を加えた。

(対応等の経緯は、別紙(P14)参照)

(2) 日本語教育機関の告示基準等の説明会の開催

当協会は、法務省が平成28年7月に制定した「日本語教育機関の告示基準」等について維持会員校の教職員に理解を深めてもらうとともに、改正後の留学告示の別表第1の1に円滑に移行するため、次のとおり日本語教育機関の告示基準等の説明会を東京と大阪で開催した。

両会場とも、最初に法務省入国管理局入国在留課の綿引浩人法務専門官から日本語教育機関の告示基準及び告示基準解釈指針等についての説明があり、その後、文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室の佐々木徹留学交流支援係長及び文化庁文化語課の小松圭二日本語教育専門官を交えて活発な質疑応答が行われた。

- 開催日 東日本地区 平成28年8月29日
西日本地区 平成28年9月5日
- 会場 東日本地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西日本地区：新大阪丸ビル別館（大阪市）
- 参加者数 東日本地区 130人（117校）
西日本地区 82人（75校）

(3) 海外の教育行政当局、駐日大使館等との協議・意見交換

平成28年度は、ベトナム、中国の関係者と佐藤理事長が協議・意見交換を行った。

- ① 9月中旬、ベトナム教育訓練省を訪れ、グエン チタン ミン国際教育開発局副局长と、認証システムの今後一層の利用促進を図ることを確認するとともに、最近のベトナム人留学生の日本語教育機関への急増や学生の犯罪・所在不明者が増えていること、日本語教育機関等におけるベトナム人留学生の勉学や生活等の状況について報告を行い、今後とも、両国の関係機関等が協力して、日本とベトナムの交流に努めるとともに課題を解決していくことの必要性について話し合った。

なお、ベトナム側からは、仲介斡旋業者に対し、誇大広告等の監督を徹底しているが、登録外の業者

があり、農村部では十分ではない状況なので注意してほしい旨の発言があった。

- ③ 4月上旬に、駐日中国大使館の胡志平公使参事官（教育担当）と日本語教育機関への入学者の状況や今後の日中留学生交流の推進について協議を行った。

(4) 中国の大学入学統一試験等の認証システムの運用

当協会と中国教育部学位及び大学院生教育発展センター（以下「教育部学位センター」という。）は、今後の日中留学生交流を促進するため、日本語教育機関に入学する留学生の選考の重要性及び留学生の質の確保にかんがみ、中国の大学入学統一試験の成績及び高等学校の統一試験の合格証書と成績の認証問題（以下「認証システム」という。）について合意し、平成18年10月24日、中国北京市において、佐藤理事長と同センターの吳博達所長との間で協定書に調印、同年10月30日から申請手続が開始された。

その後、認証書の種類が追加され、現在は19種類の認証書が発行されている。特定非営利活動法人 J A F S A（国際教育交流協議会）加盟の大学も平成21年度から申請手続を開始し、13大学の34学部・大学院で利用されている。

平成28年4月から平成29年3月までに認証された件数は10,330件（内訳：大学（芸術系大学含む）入学統一試験成績4,598件、高等学校統一試験合格証書188件、高等学校統一試験成績1,672件、中等職業学校249件、高等教育3,623件）である。平成18年10月から平成29年3月までに約8万6,200件が認証された。この認証システムに登録している日本語教育機関は257校（平成29年3月31日現在）である。

(5) ベトナムの高等学校卒業統一試験等の認証システムの運用

当協会とベトナム教育訓練省国際教育開発局は、今後の日本とベトナムの留学生交流推進のために、日本語教育機関に入学する留学生の選考の重要性及び留学生の質の確保にかんがみ、ベトナムの大学入学統一試験及び高等学校卒業統一試験の成績の認証問題について合意し、平成23年3月に佐藤理事長とバン同国際教育開発局長との間で合意書に調印を行うとともに、同局関係課長と実施について協議を行った。

この調印に伴い、平成23年8月31日から申請手続が開始された。その後、平成24年6月に短期大学、大学の卒業証書の認証が追加され、平成26年11月に高等学校卒業証書の認証書が追加された。

平成27年度においては、7月に高等学校卒業統一試験と大学入学統一試験が統合され、高等学校卒業統一試験に一本化され、認証書の様式も変更になった。また、9月から認証システムの担当部署が国際教育開発局に新しく設立された国際教育コンサルタンシーセンターが担当することになった。さらに、認証システムに登録日本語教育機関については毎年更新することになった。

この認証システムの登録校は、平成29年3月31日現在で168校である。

(6) 日本語能力試験（海外受験者分）早期成績照会制度の実施

日振協では、平成29年4月に入学する学生の日本語能力試験（平成28年12月実施の海外受験者分）の早期成績照会を希望した日本語教育機関に対し、14か国・地域161人の成績を平成29年1月25日に通知した。その後、日本語教育機関は試験成績を確認後、日振協に送付し、日振協はこれを法務省を通じて地方入国管理局に提示した。

この早期成績照会制度は、平成18年度においては中国での受験者を対象に実施し、平成19年度からは世界各国の受験者に拡大した。

この制度の実施は、かねて日本語教育機関から要望が強かったもので、これを受けて日振協から（独）国

際交流基金及び（公財）日本国際教育支援協会に制度の実現方を申し入れ、併せて、文部科学省、法務省及び外務省の関係各省に対しても制度の速やかな実施について要請し、実施されたものである。

(7) 台湾における2016年日本留学フェアの開催

台湾において、第15回目の日本留学フェアを平成28年7月16日～17日の両日に高雄及び台北で開催した。平成28年度は、日振協、(独)日本学生支援機構、(公社)東京都専修学校各種学校協会及び全国専修学校各種学校総連合会が共催で実施した。

各ブースにおける参加校ごとの個別相談のほか、オリエンテーションとして、大学、専門学校、日本語教育機関の概要説明を行った。また、帰国留学生の体験談が報告された。

このフェアには、大学、専門学校、日本語教育機関が高雄では139校、台北では161校がそれぞれ参加した。このうち、日本語教育機関は高雄38校、台北40校が参加し、2会場で、4,709人が来場した。

なお、台中においても第5回目の日本留学フェアを日振協、(公社)東京都専修学校各種学校協会、全国専修学校各種学校総連合会の共催で、平成28年7月15日に開催した。

このフェアには、大学、専門学校、日本語教育機関74校が参加し、このうち日本語教育機関が26校参加、432人が来場した。

(開催状況の詳細は、別紙(P15)参照)

(8) 韓国における2016年日本留学フェアの開催

韓国において、第18回目の日本留学フェアを平成28年9月10日～11日の両日にプサン及びソウルで開催した。平成28年度は、日振協、(独)日本学生支援機構、(公社)東京都専修学校各種学校協会及び全国専修学校各種学校総連合会が共催(日本側)で実施した。

各ブースにおける参加校ごとの個別相談のほか、オリエンテーションとして、大学、専門学校、日本語教育機関の概要説明を行った。在大韓民国日本国大使館・総領事館からは、在留資格等日本留学の概要について説明が行われた。

このフェアには、大学・専門学校、高等学校、日本語教育機関が、プサンでは106校、ソウルでは125校がそれぞれ参加した。このうち、日本語教育機関は21校が参加し、プサン、ソウルの2会場で、4,858人が来場した。

(開催状況の詳細は、別紙(P16)参照)

(9) 日本語教育機関中国人留学生合同オリエンテーションの開催

日振協では、中華人民共和国駐日本国大使館と共催で、中国人学生の入学後の学習や生活をより安定したものにするために「中国人留学生合同オリエンテーション」を開催している(平成18年度に東京地区の日本語教育機関を対象に初めて開催。平成19年度は開催地区を拡大)。

平成28年度は、平成28年5月18日に、東京地区及び関東甲信越地区を対象に国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)において、中華人民共和国駐日本国大使館と協力して開催した。

オリエンテーションは、主に次のような内容で実施し、中国語・英語・ベトナム語・韓国語の4か国の翻訳が付いたパンフレット「安全な留學生活のために」を配布するなど原則として中国語で挨拶・説明等が行われ、計9校から312人が参加した。

○主催者挨拶 ○来賓挨拶 ○日本語教育機関の概況 ○留學生活における注意点

○日本の法令について ○日本語教育機関卒業者の体験報告

(開催状況の詳細は、別紙(P16)参照)

(10) 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーションの開催

日振協では、ベトナム人留学生の最近の急増状況に対応して「ベトナム人留学生合同オリエンテーション」を開催している。(平成 25 年度に東京で試行的に開催。平成 26 年度は開催地区を東京と名古屋に拡大)。

平成 28 年度は平成 28 年 4 月から 7 月にかけて、①東京地区及び関東甲信越地区(開催地：東京都港区)、②東海・北陸地区(開催地：名古屋市)、③近畿地区(開催地：大阪市)の 3 会場で駐日ベトナム社会主義共和国大使館と共催で開催した。

オリエンテーションは、主に次のような内容で実施し、ベトナム語・英語・中国語・韓国語の 4 か国の翻訳が付いたパンフレット「安全な留學生活のために」を配布するなど原則としてベトナム語で挨拶・説明等が行われ、計 43 校から 1,217 人が参加した。

○主催者挨拶 ○日本語教育機関の概況 ○留學生活における注意点 ○日本の法令について

○日本語教育機関卒業者の体験報告 ○ベトナム語による各種資料の配布

(開催状況の詳細は、別紙(P17)参照)

(11) 学生の適正な受入れの促進

- ① 学生の適正な受入れの問題については、昨年度に引き続き、維持会員協議会、事務研究協議会及びトップセミナー等各種協議会や研修、講習会等を通じて取り上げ、積極的に協議した。

この問題については、平成 15 年 6 月 30 日、不法就労・不法滞在外国人問題講習会(東京入管・警視庁主催：新宿区で開催)において、日本語教育機関の学生がかかわった犯罪状況が初めて明らかにされたのを機に、同年 7 月の維持会員協議会において犯罪、不法就労、不法滞在等の防止に向けて全国の日本語教育機関が努力することを決議し、その後毎年、全国及び各地区において積極的な取組を行っている。

なお、法務省の調査によると、平成 29 年 1 月現在、留学生の不法残留者数は 3,807 人で昨年比 385 人(11%)増となっている。また、警察庁の調査によると、平成 28 年中の留学生の刑法犯検挙者数は 1,506 人で昨年比 42 人(3%)減となっている。

(主な取組は、別紙(P18)参照)

- ② 各日本語教育機関から、犯罪、資格外活動、所在不明、在籍数について毎月定期報告を求め、集計・分析し、情報提供を行った。当協会の定期調査報告によれば、平成 28 年中の日本語教育機関の学生の犯罪等の状況は、刑法犯は 26 人(うち、ベトナム人 18 人：69%)で昨年比 2 人(7%)減となっており、所在不明者は 120 人(うち、ベトナム人 84 人：70%)で昨年比 75 人(38%)減となっている。
- ③ 在留資格認定証明書申請・交付状況の調査・分析を行い、情報を提供した。
- ④ 九州・沖縄地区維持会員協議会において、福岡入国管理局担当官をお招きし、当協会の佐藤理事長、高山専務理事が出席して、法務省の新告示基準への対応及び学生の受入れ問題等について協議・情報交換を行った。
- ⑤ 平成 28 年 10 月期生の在留資格認定証明書の交付結果を踏まえ、今後のより適切な申請等に資するため、出澤洋司・東京入国管理局留學審査部門統括審査官を講師に迎え、東京地区及び関東甲信越地区の日本

語教育機関を対象として、平成28年9月28日、国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）において、平成28年10月期生の在留資格認定証明書交付等に関する説明会を開催した（86校、94人が参加）。

- ⑥ 平成29年4月期生の在留資格認定証明書の交付結果を踏まえ、今後のより適切な申請等に資するため、出澤洋司・東京入国管理局留学審査部門統括審査官を講師に迎え、東京地区及び関東甲信越地区の日本語教育機関を対象として、平成29年3月17日、全理連ビル（東京都渋谷区）において、平成29年4月期生の在留資格認定証明書交付等に関する説明会を開催した（112校、127人が参加）。

(12) トラブル等に関する相談対応

日本語教育機関への留学希望及び日本語教育機関等とのトラブルに関する相談等に対して、相談に応じ、また、情報提供を行った。

3 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報の提供及び資料の刊行

(1) 日本語教育に関する情報提供

日本語教育に関する情報・資料を収集し、必要に応じて、インターネット等により情報提供した。

(2) 日本語教育機関情報の提供

日振協のホームページ（<http://www.nisshinkyu.org/>）に、日本語教育機関の日本語版・英語版・中国語版（繁体字・簡体字）・韓国語版の情報を掲載し情報提供の充実を図った。

(3) 協会ニュースの発行

日本語教育機関の水準向上を図るために必要な情報・資料を取りまとめて『日本語教育振興協会ニュース』を次のとおり発行し、日本語教育機関等に配布した。

No.134 （平成28年 4月30日）

No.135 （平成28年 7月31日）

No.136 （平成28年10月31日）

No.137 （平成29年 1月31日）

4 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

(1) 日本語教育機関の実態調査

日本語教育機関の実態を把握するため、各機関の実態調査（平成28年7月1日現在）を行い、調査結果を「平成28年度日本語教育機関実態調査結果報告」として取りまとめ、日本語教育機関等に配布した。

(2) 不法残留・犯罪・資格外活動等の情報の収集・提供

不法残留・犯罪・資格外活動等に関する事例等の情報を収集し、提供した。

(3) 日本語教育機関への指導・助言

日本語教育機関の教育内容及び生活指導・進路指導の向上に資するため、日本語教育機関に対して指導・助言を行った。

(4) 受入れ留学生の多様化に対応した日本語教育の習得状況の調査検討

非漢字圏学習者への望ましい教育方法の在り方についての調査検討を進めるに当たり、まず検討課題、検討方策及び期待される成果について議論したうえで、必要な調査の内容、規模、集計・分析の方法、必要経費等について具体的検討を行うとともに全体計画の工程表をまとめるため、平成28年6月7日、留学生の多様化に対応した日本語教育を考える検討会議（委員長：山本弘子氏）を設置し、検討を開始した。

平成28年度は、多様化に対応した日本語教育を構想するため多様化の様相を整理したうえで、各校の参考になるデータを共有し、それらを参考に各校が自校に応じた方策を導き出せるようにすることが有用であると結論付け、①学習時間調査プロジェクト、②日本語学校教育（事例データバンク）知恵ジロー（仮称）プロジェクトの提案をまとめた。

5 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

日本語教育機関の質の維持向上等を図るため、教職員に対する研究会・研修会を開催した。

（開催状況の詳細は、別紙(P18～20)参照）

(1) 日本語学校教育研究大会（旧：日本語教員研究協議会、平成18年度から改称）

〔対象：日本語教育機関に勤務する教職員，その他関心のある者〕

- 開催日 平成28年8月23日～24日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 日本語教育機関：234人（84校） 一般：151人 計385人

なお、8月22日に大会プレセッションとして、同会場で開催予定でした「日本語教育e-learning展示会」及び「日本語教育教材展示会」は、台風の影響により中止となり、その代替措置として急遽8月24日に同会場においてミニ展示会（9団体・個人がブース出展）を開催した。

(2) 日本語教育機関事務研究協議会（東・西2か所開催）

〔対象：日本語教育機関の事務担当者等〕

- 開催日 東地区 平成28年12月12日
西地区 平成28年12月14日
- 会場 東地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西地区：メルパルク京都（京都市）
- 参加者数 東地区 74人（63校）
西地区 42人（34校）

(3) 新設校設置代表者等研修会

〔対象：新設日本語教育機関の設置代表者等〕

- 開催日 平成28年10月17日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：22人（16校）

(4) 新任主任教員研修

[対象：日本語教育機関の新任主任教員等]

- 開催日 平成28年6月14日～16日 (2泊3日の宿泊研修)
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区)
- 参加者数 受講者：29人 (27校) 修了者：29人 (27校)

6 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

(1) 大学、専門学校等関係者と留学生の受入れ、進学、日本語教育等について協議

- ① 東京都の第28回留学生の違法活動防止のための連絡協議会(拡大会議)が平成28年6月14日、東京都庁会議室で開催され、日振協職員が出席した。この連絡協議会では、平成28年度留学生の違法活動防止対策事業計画及び各機関における平成28年度の取組等についての説明・報告の後、協議が行われた。
- ② 東京都の平成28年度留学生に対する生活指導等講習会が、平成28年7月5日、四谷区民ホールにおいて開催され、日振協からは樋口事務局参事が出席した。この講習会には、都内の大学・短期大学、専修学校・各種学校及び日本語教育機関の教員等348名が参加した。日振協からは、樋口事務局参事が日本語教育機関における留学生の適正な受入れと在籍管理の状況について説明した。
- ③ 当協会の平成28年度事務研究協議会(東日本地区)に1大学2人の参加を認め、また、当協会の平成28年度生活指導担当者研修にも、4大学4人の参加を認めて連携を進めた。

(2) JAFSAとの連携の充実

平成18年から実施している中国の大学入学統一試験等の認証システムの利用について、日振協とJAFSAとの連携の下に、JAFSA加盟の13大学が登録した。

(3) 東京都専修学校各種学校協会との連携の充実

2016年度日本留学フェア(台湾)及び(韓国)について、当協会と東専各が主催者として参加した。

7 留学生の修学、生活指導及び福利厚生についての支援

(1) 生活指導担当者研修の開催

[対象：日本語教育機関及び大学等教育機関の生活指導担当者]

- 開催日 平成29年2月15日～16日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区)
- 参加者数 受講者：58人 (50校) 修了者：56人 (48校)
特別講演のみ聴講者：16人 (13校)

(開催状況の詳細は、別紙(P20)参照)

(2) 日本語学校学生災害補償制度の運用

日振協は、日本語教育機関に受け入れる学生の学習支援の環境整備を図るため、日本語学校学生災害補償制度(当初は、学校管理下及び登下校時の傷害事故又は加害事故を対象)を平成15年4月に創設した。加えて、平成16年4月から、「疾病(かぜ、盲腸などの病気になったとき)」、学校管理下であるかどうかを問わず「24時間のけが(交通事故その他のけがにあったとき)」、及び「救援者費用(大けがや入院等で親族

が本国等からかけつけるとき、及び本国へ移送されるとき)」の補償を対象にした、新たな制度を開始した。引受保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社である。

平成28年度の加入申込総数は、62校10,856人である。

8 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言

(1) 入国管理局、警察等との情報交換

不法就労・不法滞在外国人問題講習会（東京入管・警視庁主催：新宿区で開催）において、平成15年6月30日、日本語教育機関の学生がかかわった犯罪状況が初めて明らかにされたのを機に、同年7月の維持会員協議会において犯罪、不法就労、不法滞在等の防止に向けて全国の日本語教育機関が努力することを決議し、その後毎年、全国及び各地区において積極的な取組を行っている。なお、法務省の調査によると、平成29年1月現在、留学生の不法残留者数は3,807人であり、前年比385人・11.3%増と引き続き増加の傾向にある。

一方、日振協による平成28年定期調査報告によれば、日本語教育機関の学生の犯罪等の状況について、刑法犯は26人（うち、ベトナム人18人：69%）、所在不明は全体で120人（うち、ベトナム人84人：70%）となり、ベトナム人の占める割合が大きくなっている。

ベトナム人学生の犯罪や所在不明者の発生を防止することが喫緊の課題となっている。

(2) 申請取次者講習会の開催

〔対象：主として東日本地区日本語教育機関教職員〕

- 開催日 平成29年1月13日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 受講者：141人（76校） 修了者：140人（76校）

〔対象：主として西日本地区日本語教育機関教職員〕

- 開催日 平成29年1月24日
- 会場 大阪YMCA国際文化センター（大阪市）
- 参加者数 受講者：63人（40校） 修了者：60人（38校）

（開催状況の詳細は、別紙(P21)参照）

9 維持会員活動に対する支援

(1) 維持会員協議会の開催

維持会員間の情報交換、連絡等を行うため、維持会員協議会を次のとおり開催し、172人（開催時の維持会員校295校のうち160校）が参加した。

○東日本地区：平成28年7月5日 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

参加者：101人（93校）

○西日本地区：平成28年7月8日 ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター（大阪市）

参加者：71人（67校）

(2) 日本語教育機関の各種学校化

日振協は、長年、各政党、文部科学省等へ株式会社立等の日本語教育機関の各種学校化について要望等の

働きかけを行ってきた。また、当協会に各種学校化推進検討委員会（委員長：堀道夫氏）を設置し、その報告を受け、まず、実現可能性の高い県を選び、その申請を支援してきた。

平成27年3月、ホツマインターナショナルスクール（所在地：岐阜県、設置者種別：株式会社）が岐阜県知事から各種学校として認可され、平成27年10月に設置された。株式会社立日本語教育機関の各種学校の認可は、全国で初めてのことであった。

平成28年度も引き続き、日本語教育機関の各種学校化について関心のある都道府県知事に対し、当協会と関係日本語教育機関が協力してその推進に努めた。

(3) 日本語教師求人情報の提供

維持会員校における日本語教師の採用・確保を支援するため、平成28年9月から当協会ホームページに日本語教師求人情報ページを設け、維持会員校からの依頼に応じて日本語教師の求人情報を提供した。

(4) 日振協日本語教師採用合同フェアの開催

維持会員校における日本語教師の採用を支援するため、平成28年12月3日に第1回日振協日本語教師採用合同フェアを学校法人電子学園日本電子専門学校（東京都新宿区）で開催した。

維持会員校30校がブースを出展し、個別相談を行った。

参加者数は92人でした。

(5) ガイドラインの運用

日振協の維持会員協議会は、平成15年6月11日、「日本語教育機関による就学生・留学生受入れに関するガイドライン」を制定した。このガイドラインの円滑な運用を図るため、同年8月29日ガイドライン運用委員会が発足した。

平成28年度においては、授業料等返還についての事案、留学生の旅券を日本語教育機関が保管している事案が何件か寄せられたが、いずれも事務局から両当事者の言い分を聴いた上で、学校に対し適切に対処するよう指導を行った。

なお、前者の事案の中には、大学の別科及び専門学校への入学のために早期退学(転校)を希望する事案が見られた。

(6) 日本語教育セミナーの開催

[対象：日本語教育機関の校長及び主任教員等の教育担当リーダー]

- 開催日 平成28年10月27日～28日
- 会場 1日目：京都市国際交流会館和風別館（京都市）
2日目：ザ・パレスサイドホテル（京都市）
- 参加者数 19人（16校）

（開催状況の詳細は、別紙(P21)参照）

(7) 日本語教育機関トップセミナーの開催

平成28年度においては、「日本語教育現場からの発想—新たな日本語教育推進の風—」—新告示基準と日本語教育推進議員連盟の意味するもの—という全体会テーマの中で、「日本語教育推進議員連盟に期待

すること」というテーマでのパネルディスカッションが行われ、また分科会の共通議題の一つに「日本語教育推進議員連盟について」を立てて協議を行い、後日、実行委員会（委員長：中西郁太郎氏）が日本語教育推進議員連盟に対する提言をとりまとめた。そして、実行委員会委員長から日本語教育推進議員連盟の関係者に提言を提出した。

〔対象：日本語教育機関の経営責任者〕

- 開催日 平成29年1月19日～20日
- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- 参加者数 89人（81校）

（開催状況の詳細は、別紙(P21)参照）

10 その他目的を達成するために必要な事業

(1) 賛助会員制度の運用

平成28年6月の評議員会において賛助会員規程の改正（個人会員の新設）が承認されたことにより、賛助会員の入会案内を開始した。28年度末までに賛助会員に入会されたのは、団体会員9社・団体、個人会員3人である。

11 日本語教育推進議員連盟の発足と日振協における対応

(1) 日本語教育推進議員連盟の発足とその対応

平成28年11月8日、日本語教育を推進するため超党派の日本語教育推進議員連盟（以下「日本語議連」という。）が設立され、同日第1回の総会を開催し、主な役員人事として会長に河村建夫氏、会長代行に中川正春氏、幹事長に笠浩史氏、事務局長に馳浩氏が決定した。また、関係省庁のヒアリングが行われた。

平成28年度末までに5回の総会が開催され、日本語教育各種団体からのヒアリング、外国人集住地域における地方自治体関係者よりヒアリング、日本語学校関連団体よりヒアリングが行われた。特に、第5回総会の日本語学校関連団体よりヒアリングにおいて、当協会も出席し、佐藤理事長から日本語教育の取組の現状と課題について説明するとともに、次のとおり要望した。

なお、当協会からは、佐藤理事長のほか、丸山茂樹評議員、加藤早苗評議員、山本弘子評議員、高山泰専務理事が出席した。

（課題・要望）

- 日本語教育機関を日本語教育振興基本法（仮称）の中に教育機関として規定し、所管官庁を明確にされることを要望します
- 留学生が安心して学習でき、かつ、その経済的負担を軽減し、また教職員が安定して働ける環境作りを支援するため、下記の事項について要望します
 - ・ 国が認証する評価機関による日本語教育機関の教育の質を維持・保証する第三者評価制度の創設
 - ・ 留学生の授業料等にかかる消費税の非課税
 - ・ 留学生の国・地方公共団体及び民間の奨学金の創設・充実
 - ・ 留学生に対する通学用割引定期乗車券等の適用
 - ・ 日本語教員の養成・確保、研修、処遇改善のための支援
 - ・ ベトナム教育訓練省の高等学校卒業統一試験の成績等の認証システムの活用により、留学生の受入

れの適正化

(2) 日本語議連に関する説明会開催及び日本語教育機関トップセミナーでの協議

当協会は、日本語議連に関する説明会を、11月21日に東京、12月5日に大阪で開催した（下記参照）。説明会では、株式会社移民情報機構代表取締役 石原進氏から日本語議連についてのご講演をいただき、その後、質疑応答が行われた。

1月19・20日に開催された日本語教育機関トップセミナーでは、「日本語教育推進議員連盟に期待すること」というテーマでのパネルディスカッションが行われ、また分科会の共通議題の一つに「日本語教育推進議員連盟について」を立てて協議を行った。後日、実行委員会（委員長：中西郁太郎氏）は日本語議連に対する提言をとりまとめ、実行委員会委員長から日本語議連関係者に提言を提出した。

（日本語議連に関する説明会）

- 開催日 東日本地区 平成28年11月21日
西日本地区 平成28年12月5日
- 会場 東日本地区：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
西日本地区：新大阪丸ビル別館（大阪市）
- 参加者数 東日本地区 67人（62校）
西日本地区 52人（47校）

平成 28 年度事業報告の附属明細書

2 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進 関係

(1) 日本語教育機関の告示基準制定への対応 関係

[対応等の経緯]

平成 28 年

- 3 月 31 日：法務省による，出入国管理及び難民認定法第 7 条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案等について（意見募集）
※提出期限：4 月 29 日 18 時 15 分
- 4 月 1 日：各維持会員設置代表者宛メール（理事・評議員等は郵送）
：佐藤理事長が法務省入国在留課及び文部科学省学生・留学生課等の関係者に日本語教育機関の実情を説明
- 4 月 18 日：東京地区維持会員協議会開催（日振協との共催・他の地区の維持会員の参加を要請）（出席者：70 名程度）
- 4 月 28 日：法務省入国管理局参事官室宛 FAX で意見提出
- 5 月 9 日：「出入国管理及び難民認定法第 7 条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案等について（意見募集）について（報告）」を各維持会員設置代表者宛メール
：佐藤理事長が法務省入国在留課及び文部科学省学生・留学生課等の関係者に日振協の意見を説明
- 6 月 2 日：理事会で報告
- 6 月 27 日：理事・評議員懇談会及び評議員会で報告
- 7 月 5 日：維持会員協議会（東日本地区）で説明（出席者：101 名）
- 7 月 8 日：維持会員協議会（西日本地区）で説明（出席者：71 名）
- 7 月 22 日：「日本語教育機関の告示基準」を公布
「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について（お知らせ）」を各維持会員設置代表者宛メール
- 7 月 27 日：「日振協のパブリックコメントに対する法務省の考え方について（報告）」を各維持会員設置代表者宛メール
：佐藤理事長が法務省入国在留課長と懇談
- 7 月 29 日：佐藤理事長が文部科学省学生・留学生課長及び文化庁国語課長と懇談
- 8 月 3 日：「日本語教育機関の告示基準」について（お知らせ）」を各維持会員設置代表者宛メール
- 8 月 10 日：「日本語教育機関の告示基準解釈指針」を公表
「日本語教育機関の告示基準解釈指針について（お知らせ）」を各維持会員設置代表者宛メール
- 8 月 29 日：日本語教育機関の告示基準等の説明会（東日本地区）（出席者：130 名）
・法務省，文部科学省，文化庁担当官出席（9 月 5 日も同様）
- 9 月 5 日：日本語教育機関の告示基準等の説明会（西日本地区）（出席者：82 名）
- 9 月 30 日：「日本語教育機関の告示基準」に適合していることの確認方法について、法務省 HP に掲載
・平成 29 年 2 月末日までに提出され，確認の結果内容等に特に問題がないと判断された日本語教育機関は，平成 29 年 8 月 1 日以前に行う法務省告示の

改正に併せて、別表1の1に掲載される。

「日本語教育機関の告示基準」に適合していることの確認方法について(ご案内)」を各維持会員設置代表者宛メール

10月31日：【420時間日本語教員養成研修】日本語教育機関の法務省告示第1条第1項第13号ニにおいて日本語教員の要件として適当と認められる日本語教育に関する研修について、文化庁HPに掲載

- ・平成28年11月1日以降届出の受付開始
- ・届出の受理・不受理についての結果は、文化庁が提出書類を受け取ってから概ね2か月以内に文書で通知

「【420時間日本語教員養成研修】日本語教育機関の法務省告示第1条第1項第13号ニにおいて日本語教員の要件として適当と認められる日本語教育に関する研修について(ご案内)」を各維持会員設置代表者宛メール

12月12日：日本語教育機関事務研究協議会(東日本地区)(出席者：74名)

- ・法務省、文部科学省及び文化庁担当官出席

12月14日：日本語教育機関事務研究協議会(西日本地区)(出席者：42名)

- ・法務省、文化庁担当官出席

平成29年

1月19～20日：日本語教育機関トップセミナーの発題での講話(出席者：89名)

- ・法務省、文化庁担当官出席

2月15日：生活指導担当者研修で法務省担当官が特別講演(出席者：73名)

2月末日：既設校の新告示基準移行のための誓約書等の提出期限

8月1日：日本語教育機関の告示基準施行

(7) 台湾における2016年日本留学フェアの開催 関係

- 1 期日・会場 平成28年7月15日(金) 台中市：台中金典酒店
7月16日(土) 高雄市：時代会館(夢時代8階)
7月17日(日) 台北市：台北世界貿易中心
- 2 共 催 (一財)日本語教育振興協会 (公社)東京都専修学校各種学校協会
(独)日本学生支援機構(高雄・台北) 全国専修学校各種学校総連合会
- 3 後 援 ○台中：(独)日本学生支援機構
○高雄・台北：(公財)交流協会 亜東関係協会
- 4 協 力 ○台中：東禾日本語中心
○高雄・台北：日本奨学金留學生聯誼會 (財)語言訓練測驗中心
- 5 方 法 ○日本語教育機関の紹介・説明
○ブース形式による説明会
○ガイドブック配布
- 6 参加状況 ○フェア

区 分	台中	高雄	台北
大学(高雄・台北は短期大学・大学院大学も含む)	3校	42校	61校
専門学校・日本語教育機関 (うち日振協認定日本語教育機関)	71校/40ブース (26校/24ブース)	97校/58ブース (38校/33ブース)	100校/61ブース (40校/35ブース)
その他機関	1機関	2機関	4機関
企業	—	5社	5社

計	75校・機関・社 /44ブース	146校・機関・社 /107ブース	170校・機関・社 /131ブース
---	--------------------	----------------------	----------------------

○ガイドブック

大学等 6校
 専門学校・日本語教育機関 45校(うち日振協認定日本語教育機関 21校)

○入場者 台中 432名
 高雄 1,365名
 台北 3,344名
 計 5,141名

(8) 韓国における2016年日本留学フェアの開催 関係

- 1 期日・会場 平成28年9月10日(土) プサン: BEXCO(Busan Exhibition & Convention Center)
 9月11日(日) ソウル: SETEC(Seoul Trade Exhibition Center)
- 2 共 催 (一財)日本語教育振興協会 (公社)東京都専修学校各種学校協会
 (独)日本学生支援機構 全国専修学校各種学校総連合会
 (社)韓日協会 (社)釜山韓日交流センター
- 3 後 援 在大韓民国日本国大使館 在釜山日本国総領事館
- 4 協 力 (独)国際交流基金ソウル日本文化センター
- 5 方 法 ○日本語教育機関の紹介・説明
 ○ブース形式による説明会
 ○ガイドブック配布
- 6 参加状況 ○フェア

区 分	プサン	ソウル
大学	40校	59校
専門学校・日本語教育機関 (うち日振協認定日本語教育機関)	63校/33ブース (21校/19ブース)	63校/33ブース (21校/19ブース)
高等学校	3校/1ブース	3校/1ブース
企業	5社	5社
その他機関	3機関	4機関
計	114校・機関・社 /82ブース	134校・機関・社 /102ブース

○ガイドブック

大学等 3校
 専門学校・日本語教育機関 30校(うち日振協認定日本語教育機関 10校)

○入場者 ソウル 3,120名
 プサン 1,738名
 計 4,858名

(9) 日本語教育機関中国人留学生合同オリエンテーションの開催 関係

- 1 東京地区及び関東甲信越地区
 ○参加状況 9校 312人

- 日 時 平成 28 年 5 月 18 日 14:00～16:30
- 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャー棟 小ホール（東京都渋谷区）
- 対 象 東京地区・関東甲信越地区所在日本語教育機関の中国人留学生
- 挨拶・説明 (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
〃 専務理事 高山 泰
中華人民共和国駐日本国大使館 領僑室室長 廖 曉 穎
二等書記官 喬 穎
- 来賓挨拶 東京入国管理局 首席審査官 小田切弘明

(10) 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーションの開催 関係

- 主 催 (一財)日本語教育振興協会
駐日ベトナム社会主義共和国大使館
- 協 力 公益社団法人ベトナム協会
在日ベトナム学生青年協会 (VYSA)
学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学
株式会社学生情報センター
- 1 東京地区及び関東甲信越地区
- 期 日 平成 28 年 4 月 26 日
午前の部 10:00～13:00
午後の部 14:00～17:00
- 会 場 メイ・ウシヤマ学園ハリウッドビューティプラザ 5 F
ハリウッドホール（東京都港区）
- 対 象 東京地区・関東甲信越地区所在日本語教育機関のベトナム人留学生
- 挨拶・説明 (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
〃 専務理事 高山 泰
駐日ベトナム社会主義共和国大使館 一等書記官 ファム クアン フン
- 参加状況 24 校 867 人
- 2 東海・北陸地区
- 期 日 平成 28 年 7 月 13 日 14:00～17:00
- 会 場 ダイテックサカエ 4 階スターホール（名古屋市）
- 対 象 東海・北陸地区所在日本語教育機関のベトナム人留学生
- 挨拶・説明 (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
駐日ベトナム社会主義共和国大使館 一等書記官 ファム クアン フン
- 参加状況 7 校 205 人
- 3 近畿地区
- 期 日 平成 28 年 7 月 14 日 13:30～16:30
- 会 場 大阪市立こども文化センター ホール（大阪市）
- 対 象 近畿地区所在日本語教育機関のベトナム人留学生
- 挨拶・説明 (一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
駐日ベトナム社会主義共和国大使館 一等書記官 ファム クアン フン
- 参加状況 8 校 145 人

 (11) 学生の適正な受入れの促進 関係

日振協における犯罪、不法就労、不法滞在等に関する取組状況（主なもの）

〔全体の主な取組〕

平成 28 年度

- | | |
|----------|--|
| 4 月 26 日 | 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーション開催（東京地区、関東・甲信越地区） |
| 5 月 18 日 | 日本語教育機関中国人留学生合同オリエンテーション開催（東京地区、関東・甲信越地区） |
| 6 月 14 日 | 第 28 回留学生の違法活動防止のための連絡協議会・東京都 |
| 7 月 5 日 | 平成 28 年度留学生に対する生活指導等講習会を開催（留学生の違法活動防止のための連絡協議会・東京都主催） |
| 7 月 5 日 | 日振協維持会員協議会（東日本地区 東京で開催） |
| 7 月 8 日 | 日振協維持会員協議会（西日本地区 大阪で開催） |
| 7 月 13 日 | 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーション開催（東海・北陸地区） |
| 7 月 14 日 | 日本語教育機関ベトナム人留学生合同オリエンテーション開催（近畿地区） |
| 9 月 28 日 | 平成 28 年 10 月期生の在留資格認定証明書交付等に係る東京入国管理局説明会開催（東京地区・関東甲信越地区） |
| 3 月 17 日 | 平成 29 年 4 月期生の在留資格認定証明書交付等に係る東京入国管理局説明会開催（東京地区・関東甲信越地区） |

〔研修・協議会における取組〕

平成 28 年度

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 6 月 14 日-16 日 | 新任主任教員研修において協議 |
| 10 月 17 日 | 新設校設置代表者等研修会において協議 |
| 12 月 12 日 | 事務研究協議会（東日本地区 東京で開催）において協議 |
| 12 月 14 日 | 事務研究協議会（西日本地区 京都で開催）において協議 |
| 1 月 13 日 | 申請取次者講習会（東日本地区 東京で開催）において協議 |
| 1 月 24 日 | 申請取次者講習会（西日本地区 大阪で開催）において協議 |
| 2 月 15 日-16 日 | 生活指導担当者研修において協議 |

5 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催 関係

 (1) 日本語学校教育研究大会 関係

日本語学校教育のより一層の充実及び日本語教育機関としての社会的地位の確立を目指し、各機関で展開されている豊かな教育実践を機関を超えて共有することを通して教職員の資質の向上を図るため、第 28 回目となる日本語学校教育研究大会（平成 18 年度から、従来の「日本語教員研究協議会」を改称）を開催した。

平成 28 年度は、テーマを「新しい日本語学校教育の質のかたち—これからの教員を考える—」とした。

大会の第1日目は、

- ①講演「日本語教師はもういない？－教育環境の変化と求められる教師像－」〔講師：今井新悟（筑波大学グローバルコミュニケーション教育センター）〕、
- ②ポスター発表6件、デモンストレーション発表2件、計8件の成果発表、
- ③パネルセッション「日本語教員の質・量を考える」〔パネリスト：石澤徹（東京外国語大学大学院国際日本学研究院）、坂井訓久（株式会社凡人社）、西川寛之（明海大学外国語学部日本語学科）、増田麻美子（文化庁文化部国語課）〕、
- ④日本留学アワーズ表彰式
を行った。

大会の第2日目は、⑤分科会4件、⑥特別セッション2件、⑦自由研究発表4件、計10件の成果発表を行った。

研究協議の内容は、「日本語学校教育研究大会予稿集」として取りまとめ、関係機関に配布した。また、上記①③④の概要については、『日本語教育振興協会ニュース』No.136に掲載した。

この大会は、委員15名の専門委員会（田中眞一委員長：（学）大阪YMCA学院）によって企画、運営された。

(2) 日本語教育機関事務研究協議会 関係

日本語教育機関の事務担当者を対象に入国・在留手続の知識及び実務の習熟を図るとともに、当面の諸問題について研究協議するため、第27回目となる日本語教育機関事務研究協議会を東日本地区（東京）と西日本地区（京都）で開催した。

平成28年度は、①文部科学省（東日本地区のみ出席）、②文化庁、③法務省、④外務省、⑤日振協、⑥駐日ベトナム社会主義共和国大使館、⑦日本語教育機関からの報告が行われた後、質疑応答があった。

上記①～④では、関係各省及び入国管理局の担当官が列席の上、説明を行うとともに質問に回答した。⑤では、佐藤理事長が日本語教育機関をめぐる当面の諸問題について説明した。⑥では、同大使館 教育担当一等書記官ファム クアン フン氏による講演「増加しているベトナム人留学生への生活指導」、⑦では、参加校から「○諸外国での募集活動や留学生受入れについて、○ベトナム人、ネパール人の所在不明者への対応について、○授業料等の払い戻しについて、○「日本語教育機関の告示基準」に適合していることの確認方法について」に関する実践事例が寄せられ、そのうち8校から事例報告が行われ、重点的に研究協議を行った。これら8校の報告概要については、『日本語教育振興協会ニュース』No.138に掲載し、各日本語教育機関の参考に供した。

(3) 新設校設置代表者等研修会 関係

新設の日本語教育機関等の運営に資するため、第16回目となる新設校設置代表者等研修会を開催した。

平成28年度は、平成28年8月までの間に新たに設置された日本語教育機関及び設置者変更により新たに設置代表者となった学校から設置代表者等が参加した。

講義等の題目、講師は、次のとおりである。

- ①挨拶・講話：（佐藤次郎：日振協理事長）
- ②講義：日本語教育機関の告示基準について（澤田麻里：法務省入国管理局入国在留課留学審査係長）
- ③講義：新設校の運営について（高山泰：日振協専務理事）
- ④先輩校講話：（中西 郁太郎：青山スクールオブジャパニーズ校長、丸山茂樹：I. C. N A G O Y A校長）

- ⑤情報交換会：④の先輩校の助言者を交えて情報交換を行った。(司会：加藤早苗 インターカルト日本語学校校長)
- ⑥日本語学校学生災害補償制度について (東京海上日動代理店)

(4) 新任主任教員研修 関係

日本語教育機関の新任主任教員の資質・能力の向上を図るため、第14回目となる平成28年度新任主任教員研修を2泊3日の宿泊研修方式により実施した。

研修における講義等の題目・講師は、次のとおりであった。

- ①講話「日本語学校の現在・過去・未来」佐藤次郎理事長、
- ②セッション(1)グループ討議「非漢字圏対応がうまくできないのはなぜ？」(実施委員)、
- ③セッション(2)講義「主任にとってのマネジメント」(石田典子：グローバルフィールド代表人材・育成貿易商務コンサルタント)、
- ④講義「留学生に関する入管行政について」(杉本律子：法務省入国管理局入国在留課法務専門官)、
- ⑤セッション(3)事例研究「こんなときどうする？」(実施委員)、
- ⑥グループワーク「主任の仕事マップ作り」(実施委員)、
- ⑦セッション(4)「非漢字圏対応の先事例を知る」(ゲスト2名、実施委員)、
- ⑧グループ討議「私のアクションプラン」(実施委員)

各講義等の後は、全体会及びグループごとにその内容に基づく討議を行い、最終日に研修総括として一人ずつ発表(一分スピーチ)を行った。

研修終了後、各参加者は、「これからの学校づくり・私のアクションプラン」と題する研修レポートを提出し、研修実施委員会の評価を得て、修了証書が交付された。

この研修は、委員7名の研修実施委員会(平岡憲人委員長：清風情報工科学院日本語科)によって企画、運営された。

7 留学生の修学、生活指導及び福利厚生についての支援 関係

(1) 生活指導担当者研修の開催 関係

日本語教育機関の生活指導担当者の能力向上を図るため、第14回目となる生活指導担当者研修を開催した。

第1日目は、特別講演「日本語教育機関の告示基準について」(澤田麻里：法務省入国管理局入国在留課留学審査係長)を行い、全体会のグループセッションⅠ「学生を守るため、学校を守るために知っておくべき関係法令あれこれ」、グループセッションⅡ「新告示基準に対応する生活指導担当者の自己点検」を行った。第2日目は、グループセッションⅡの続きを行い、全体会において各グループの報告等を行った。

なお、上記特別講演の概要については、『日本語教育振興協会ニュース』No.138に掲載した。

この研修は、委員8名の専門委員会(北川淳子委員長：九段日本文化研究所日本語学院)によって企画、運営された。

8 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言 関係

 (2) 申請取次者講習会の開催 関係

日本語教育機関における申請取次者として必要な知識の修得を図るため、第 11 回目となる申請取次者講習会を開催した。

〔東日本地区〕

東日本地区日本語教育機関の教職員を対象にした申請取次者講習会の講義題目及び講師は、次のとおりである。

講義 A：出入国管理の仕組み等について（東京入国管理局留学審査部門 小田切首席審査官）

講義 B：入国審査と認定証明書交付申請について（同 小田切首席審査官）

講義 C：在留審査と申請取次について（同 沖統括審査官）

〔西日本地区〕

西日本地区日本語教育機関の教職員を対象にした申請取次者講習会の講義題目及び講師は、次のとおりである。

講義 A：入管法の改正等概要と申請取次の留意点について（大阪入国管理局審査管理部門 小原統括審査官）

講義 B：出入国管理行政と在留関係諸手続きについて（同留学・研修審査部門 出来統括審査官）

9 維持会員活動に対する支援 関係

(6) 日本語教育セミナーの開催 関係

日本語教育機関の校長及び主任教員等教育担当リーダーを対象として、日本語教育機関における日本語教育を充実させるための方策について研究、協議するため、第 20 回目となる日本語教育セミナーを開催した。

セミナーでは、①開会挨拶：佐藤次郎日振協理事長、②趣旨説明：井上晶義（京都日本語教育センター京都日本語学校）、③講話「外国人から見た日本文化と日本語教育」：ランディーチャネル宗榮（裏千家教授）、④報告「日本留学アワードについて」、「日振協ビジネス日本語プログラムについて」、「留学生の多様化に対応した日本語教育を考える検討会議について」、「各地区教育集会報告について」、⑤実践「自己点検・自己評価について」：山口修（京都文化日本語学校校長）、⑥分科会で「「おもてなし」日本語学校に何ができるか」、「教員研修」、「多様化（現場での指導状況）」及びその他テーマについて協議した。

最後に、全体会において、各分科会の協議内容を報告し、意見交換を行った。

このセミナーは、委員 7 名の実行委員会（井上晶義委員長：京都日本語教育センター京都日本語学校）によって企画、運営された。

 (7) 日本語教育機関トップセミナーの開催 関係

日本語教育機関の設置代表者等を対象として、日本語教育機関の管理運営上の諸問題について情報交換するとともに協議を行い、日本語教育機関の充実を図るため、第 16 回目となる日本語教育機関トップセミナーを開催した。

全体会のテーマを「日本語教育現場からの発想—新たな日本語教育推進の風—」—新告示基準と日本語教育推進議員連盟の意味するもの—とし、第1日目の全体会Ⅰでは、日振協総務部長が司会を務め、次のとおり行われた。

- ① 実行委員会委員長からの趣旨説明（中西 郁太郎：青山スクールオブジャパニーズ校長）
- ② 挨拶・日本語教育機関をめぐる最近の動きと課題（佐藤次郎：日振協理事長）
- ③ 発題 ○日本語教育機関の告示基準（新基準への移行について）（澤田麻里：法務省入国管理局入国在留課留学審査係長），○日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について（小松圭二：文化庁文化部国語課日本語教育専門官），○「産官学オール広島県」の支援体制—現状とこれから—（小林即典：広島県地域政策局局付（部長）（公財）ひろしま国際センター専務理事（兼）事務局長）
- ④ 報告 ○自己点検・評価の実践（山口修：京都文化日本語学校校長），○日本語教育セミナーからの報告（山本弘子：カイ日本語スクール校長）
- ⑤ パネルディスカッション：テーマ「日本語教育推進議員連盟に期待すること」
○パネラー：石原進（(株)移民情報機構代表取締役），勝又美智雄（国際教養大学名誉教授，日本語教育振興協会評議員），井上靖夫（ジェット日本語学校校長，実行委員会委員），佐藤次郎（日本語教育振興協会理事長），○司会：加藤早苗（インターカルト日本語学校代表，実行委員会委員）

2日目は、4つの分科会で協議・情報交換が行われました。分科会の共通議題は、主題として「日本語教育推進議員連盟について」とし、その他として「日振協の事業について」、「告示基準（誓約書）の対応について」の三つとした。

全体会Ⅱでは、中西 郁太郎氏（青山スクールオブジャパニーズ校長）と市毛大輔氏（静岡日本語教育センター常務理事）が司会を務め、各分科会から協議内容の報告及び意見交換が行われ、最後に実行委員長が総括を行った。そして、後日、実行委員会は協議内容を踏まえて日本語教育推進議員連盟に対する提言をとりまとめた（別紙参照）。

上記分科会の報告及び実行委員会がとりまとめた提言については、『日本語教育振興協会ニュース』No.137に掲載した。

このセミナーは、公募により実行委員会を組織（委員長：中西 郁太郎 青山スクールオブジャパニーズ校長）し、同委員会が中心となって内容及び進め方について企画した。

日本語教育振興協会第16回日本語教育機関トップセミナー 提 言

一般財団法人日本語教育振興協会第16回日本語教育機関トップセミナー参加者の総意として、以下の提言をとりまとめました。

- 1 私たち日振協の会員校は、留学生に対する日本語教育の重要性に鑑み、日本語教育機関を日本語教育振興基本法（仮称）の中に教育機関として規定し、所管官庁を明確にすることを要望する。
- 2 私たちは自ら教育の質の向上に努めているが、留学生が安心して学習でき、かつ、教職員が安定して働ける環境作りへの支援を要望する。
主な施策の要望については、以下のとおりである。
 - ・日本語教育機関における教育の質を維持・保証するための第三者評価制度の充実について
 - ・日本語教員の養成・確保、研修、処遇改善のための支援について
 - ・留学生の授業料等にかかる消費税の免除適用について
 - ・留学生に対する通学用割引定期乗車券等の適用について
 - ・留学生の国・地方公共団体及び民間の奨学金の大幅な拡充について

平成29年1月26日

一般財団法人日本語教育振興協会
第16回日本語教育機関トップセミナー
実行委員会委員長 中西郁太郎

(この「事業報告」中：敬称略)
(以上)